

こんなとき何が必要？

～地方卸売市場に係る申請・届出等～

令和3年2月作成

■ 地方卸売市場の開設者が必要な申請・届出等を簡易的にまとめたものです。申請・届出等する際は、「山形県地方卸売市場の認定等に係る事務手続要領（以下「要領」という。）」で様式や必要な添付書類を必ず御確認ください。なお、認定申請及び変更認定申請の審査には20日程度要します。時間に余裕をもって申請してください。

1 卸売市場の開設

こんな時	手続き	手続番号(要領)
地方卸売市場を開設する時	地方卸売市場の開設前に 県知事へ認定申請	1

2 卸売市場の運営状況の報告

こんな時	手続き	手続番号(要領)
事業年度の最終月（決算月）を 迎える時	事業年度経過後4か月以 内に県知事へ運営状況報 告書を提出	22

※ 卸売業者の事業報告書の添付が必要。なお、卸売業者は、事業年度経過後90日以内に開設者へ事業報告書を提出（手続番号（要領）24）。

3 卸売市場全体に関する事項の変更

こんな時	手続き	手続番号(要領)
卸売市場の位置を変更する時	変更前に県知事へ変更認 定申請	3
卸売市場の名称に変更がある時	変更の日の7日後までに 県知事へ変更の届出	13
卸売市場の業務の運営体制に変更 がある時	運営状況報告書の提出に あわせて県知事へ報告	16
卸売市場の業務の運営に必要な 資金の確保に関する事項に変更が ある時	同上	17
卸売市場の全ての施設の面積の 10%超の増（減）の時	変更前に県知事へ変更認 定申請	4
卸売市場の全ての施設の面積の 10%以内の増（減）の時	運営状況報告書の提出に あわせて県知事へ報告	14
取扱品目を変更する時	変更前に県知事へ変更認 定申請	5
取扱品目ごとの取扱いの数量及び 金額に関する事項に変更がある時	運営状況報告書の提出に あわせて県知事へ報告	15

4 業務規程の変更

こんな時	手続き	手続番号(要領)
業務規程を変更する時 (差別的取扱いの禁止、卸売の数量・価格等の公表、取引参加者の指導監督、売買取引の方法、支払・決済関係、遵守事項に係る内容の変更)	変更前に県知事へ変更認定申請	9、10、11
業務規程を変更する時 (上記以外)	運営状況報告書の提出にあわせて県知事へ報告	20

5 開設者に関する変更

こんな時	手続き	手続番号(要領)
開設者を違う会社に変更する時	変更前に県知事へ変更認定申請	2
開設者の組織の人員を10%以上減らす時	同上	6
開設者の名称や住所、代表者に変更がある時	変更の日の7日後までに県知事へ変更の届出	12

6 卸売業者に関する変更

こんな時	手続き	手続番号(要領)
卸売業者を変更する時	変更前に県知事へ変更認定申請	7
卸売業者の廃業等に伴い、卸売市場のいずれかの取扱品目の卸売業者が存在しなくなる時	同上	8
卸売業者に関する事項(名称や代表者、取扱品目等)に変更がある時	運営状況報告書の提出にあわせて県知事へ報告	18

7 取引参加者に関する変更

こんな時	手続き	手続番号(要領)
卸売業者以外の取引参加者に変更がある時	運営状況報告書の提出にあわせて県知事へ報告	19

8 卸売市場の業務の休止(廃止)、中央卸売市場への移行

こんな時	手続き	手続番号(要領)
地方卸売市場の業務を休止(廃止)する時	休止(廃止)の日の30日前までに県知事へ届出	21
中央卸売市場に移行する時	農林水産大臣への申請後速やかに県知事へ届出	23

【お問い合わせ先】

山形県農林水産部 6次産業推進課 農産物流通販売推進室
電話番号：023-630-2221 ファックス番号：023-630-2431